



島根県報

平成25年 8 月 23 日 (金)

号外 第 132 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を (情 報 政 策 課) 2
改正する規則

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第62号）

1 規則の概要

島根県県税条例の規定による新たに設立され、又は新たに事務所等を設置した法人の名称等の届出等について、オンライン等を利用して行わせ、又は行う手続等に追加することとした。（別表関係）

2 施行期日

平成25年 8 月26日から施行することとした。

規 則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 8 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第62号

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の項中

「

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 第15条の5第1項 | 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等の設置等の届出 |
|-----------|-------------------------------|

を

」

「

| | | |
|-----------|---------------------------------|-------|
| 第7条第1項 | 新たに設立され、又は新たに事務所等を設置した法人の名称等の届出 | に改める。 |
| | 法人の解散又は届け出た事項の変更の届出 | |
| 第15条の5第1項 | 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等の設置等の届出 | |

」

附 則

この規則は、平成25年 8 月26日から施行する。